

第 7 5 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 3 0 年 9 月 2 7 日 (木)

午後 1 : 3 0 ~

宇 都 宮 市 役 所 1 4 A 会 議 室

出席委員	1 号 委 員 菊池昭吾委員, 藤原紀沙委員, 武井貴志委員, 相良利和委員, 蟹江教子委員, 大森宣暁委員, 森岡正行委員 (7 名)
	2 号 委 員 内藤良弘委員, 工藤稔行委員 駒場昭夫委員, 舟本肇委員 (4 名)
	3 号 委 員 小林一成委員, 中島堯男委員 (代理) 阿部英之委員 (代理) (3 名) (計 1 4 名)
欠席委員	里村佳行委員 (1 名)
常任幹事	塚田浩幹事 (都市整備部長) 高橋功幹事 (都市整備部次長) 神谷良範幹事 (地域政策室長) 早川光夫幹事 (環境政策課長) 岡田剛博幹事 (農業企画課長) 鈴木智幹事 (技術監理課長) 高橋裕司幹事 (都市計画課長) (7 名)
臨時幹事	平手義章幹事 (都市整備部参事) 若狭康伴幹事 (都市整備部副参事) (2 名)
事務局	石川弘書記, 神山浩幸書記 上田英夫書記 (3 名)

石川書記	<p>本日は、お忙しい中御出席頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。</p> <p>資料としては、事前にお送りしております、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 「都市計画に関する基本的な方針」の策定について 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン <p>また、本日机上に配布させて頂きました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第75回宇都宮市都市計画審議会 次第 ・その他1 宇都宮駅東口地区整備事業の概要と都市計画手続きの進め方について ・その他2 (仮称)大谷スマートIC整備に係る都市計画手続きについて <p>資料は以上となっております。</p> <p>不足しているものがありましたら、お知らせください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の審議にあたり臨時幹事といたしまして、都市整備部参事、都市整備部副参事が出席しております。</p>
(資料確認)	
1. 開会	<p>それでは、只今から「第75回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。</p> <p>ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
2. 挨拶	
大森会長	<p>それでは、只今より、第75回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。本日も慎重な御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日は審議会終了後、委員の皆様を対象とした大手地区市街地再開発事業の現地視察を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
(会議の成立)	<p>それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。</p>
神山書記	<p>本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会</p>

は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を御報告いたします。

(会議の公開)

大森会長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

(傍聴者確認)

大森会長

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

神山書記

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者の方は1名でございます。また、記者の方が1名おります。

大森会長

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行に御協力ください。

また、記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

(議事録署名委員の指名)

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、藤原紀沙委員と武井貴志委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願いたします。

3. 議事

大森会長

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

本日の議案は1件となります。

議案第1号「都市計画に関する基本的な方針」の策定については、平成30年7月17日付、宮都第246号にて市長から諮問があり、平成30年7月23日の第73回都市計画審議会に付議され、継続審議となっているものです。

(議案第1号)

それでは事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

議案第1号都市計画に関する基本的な方針「第3次都市計画マスタープラン」について説明いたします。

資料を1枚おめくりいただき、参考1 策定スケジュールを御覧ください。

本件については、本年度末の策定、公表に向け、計画の検討段階に応じて、都市計画審議会の審議をお願いしたいと考えております。

また、10月からのNCCのまちづくりに関する地区別説明会や1月に実施するパブリックコメント等を通して意見聴取や市民理解の促進を図りながら、平成31年3月に策定、公表する予定でございます。

次に、説明資料1 第3次都市計画マスタープランの全体構想素案及び地域別構想骨子案について御覧ください。

趣旨については、前回の都市計画審議会で示した、第3次都市計画マスタープランの策定に向けた考え方や方向性等を踏まえ、全体構想の素案と地域別構想の骨子案を取りまとめたことから、その内容について説明するものでございます。

なお、四角囲みにございますとおり、計画の構成については、都市計画法や国の都市計画運用指針を踏まえ、全体構想と地域別構想を基本として策定を行う考えでございます。

全体構想は、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた各部門別の方針を総合的、体系的に示すものであり、地域別構想は、市域を5つの地域に区分し、全体構想の将来都市構造との整合を図りながら、各地域の現状と課題を整理し、地域特性を踏まえたまちづくりの将来方向を示すものでございます。

そのうち、1 全体構想についてでございますが、都市の将来ビジョンであるネットワーク型コンパクトシティの具体化に取り組んでいくための都市づくりの理念 目標、将来都市構造に加え、土地利用や都市計画事業などに係る方針などを示すものであり、今回、第6次総合計画などを踏まえ、社会情勢変化や本市政策の進展などに対応できるよう、全体構想の素案を取りまとめたものでございます。

(1)全体構想の見直しポイントについては、ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて、社会経済環境や時代潮流の変化等を踏まえ、市民の日常生活の要素である、住まう、

働く，学ぶ，憩うが充足できるとともに，それらを支える公共交通が確保され，都市が持続可能となるよう設定した6つの都市づくりの目標に対応した，見直しポイントとして，新たに盛り込む視点などを整理してございます。

A3横の参考1-1 全体構想の見直しポイントについてを御覧ください。表の左側の，6つの都市づくりの目標に対応した形で，今回の第3次都市計画マスタープランで新たに盛り込んだ内容を記載しております。

まず，1 便利で暮らしやすく快適に住み続けられる都市の実現に向け，立地適正化計画等による都市機能，居住の誘導については，NCC形成に向けて，立地適正化計画等による誘導策と様々な都市計画制度の一体的な運用を図っていくための方針を新たに盛り込む考えでございます。

また，地域包括ケアシステム等とまちづくりの連携については，医療や介護サービスと地域での支え合いによる地域包括ケアシステムと，身近な拠点等への医療・福祉施設の集積などのまちづくりと連携した福祉のまちづくりの推進に向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

次に，2 都市や地域の魅力・活力を創造し続けられる都市の実現に向け，LRT沿線まちづくりについては，LRTのトランジットセンター等の交通結節点の周辺などにおける魅力ある市街地形成，また，街なか等の魅力的な景観まちづくりについては，本市の玄関口であるJR宇都宮駅周辺やLRT沿線における，魅力と風格ある新たな顔づくりに向け，LRTと調和した景観形成や，街なか等の大谷石建造物の保全活用による歴史文化景観形成に向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

また，都市のスポンジ化への対応では，都市内部で空き地・空き家等の低未利用地が散在・増加を続ける都市のスポンジ化に対応した低未利用地の利用促進等に向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

次に，3 地域経済の好循環を創出する産業の発展を支える都市の実現に向け，新産業団地への対応については，新たな企業の進出や事業拡大，市外流出を抑制する受け皿確保としての新産業団地の開発に向けた方針を新たに盛り込む考え

でございます。

大谷地域振興については、観光拠点である大谷地域の振興に向け、観光施設の円滑な立地誘導や、大谷の個性的で魅力ある景観形成の強化に向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

次に、4 公共交通などにより安全・快適で自由に移動できる都市の実現に向け、ネットワーク型コンパクトシティにおける総合的な公共交通ネットワークの要となるLRT整備や公共交通の利用促進、歩行者・自転車の安全な空間確保などに向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

次に、5 農地や森林などの緑豊かな自然と市街地が調和した都市の実現に向け、市街化調整区域の地域拠点や小学校を中心としたコミュニティや活力の維持に向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

また、都市農地の保全活用として、ネットワーク型コンパクトシティの形成における誘導区域内外のメリハリある土地利用誘導や、都市における貴重な緑空間の保全・創出につながる都市農地の保全活用の方針を新たに盛り込む考えでございます。

次に、6 環境にやさしく災害に強い持続可能で効率的な都市の実現に向け、LRT沿線等を含めた低炭素化の促進やNCC形成を見据えた災害に強い都市づくりの推進として、災害時に強く、効率的なエネルギー利用が可能な自立分散型エネルギーの普及、また、社会資本の老朽化等に対応した、予防保全による効率的な改築・更新などの道路、下水道施設等のアセットマネジメントなどに向けた方針を新たに盛り込む考えでございます。

以上の全体構想の見直し内容などを踏まえ、資料下段にございます都市計画マスタープランの根幹となる土地利用の基本方針の見直しを行う考えでございます。特に、表の中ほどにある①区域区分については、現計画において、市街地の拡散につながる新たな市街化区域の拡大は原則行わないとしていたところを、見直しにおいては、産業立地ニーズ等に対応した新産業団地の土地利用を踏まえ、新たな市街化区域の拡大は、都市のポテンシャルを活かした産業の発展などの地域

経済の活性化につながる適正な規模で行う場合以外は、原則として行わないものと見直しを行う考えでございます。

②都市機能誘導，③居住誘導については，立地適正化計画による身近な拠点等への都市機能や居住の誘導を踏まえ，都市計画制度との一体的な運用などを進めていくため，内容の整理を行っております。

また，④市街化調整区域については，市街化調整区域の整備及び保全の方針による地域拠点，小学校周辺等への居住や都市機能誘導や，観光拠点である大谷周辺地域への観光施設の立地誘導などを踏まえた見直しを行う考えでございます。

次にA3横カラーの参考資料 将来都市構造図を御覧ください。左側が現計画で，右側が見直しイメージでございますが，第6次総合計画や立地適正化計画，市街化調整区域の整備・保全の方針を踏まえた都市機能誘導区域や地域拠点を，赤やオレンジの破線で明示しております。

また，居住誘導区域の内外で，市街地の密度の濃淡を明示しております。さらに，新たな交通軸となるLR Tを明示するとともに，圏央道等と本市産業拠点やICを結ぶなど，広域道路交通の利便性を活かした産業軸を設定し，産業軸上の交通結節点等で産業流通系の計画的な土地利用を促進することとしております。

次に，A3横の別紙1-1 全体構想素案を御覧ください。中段の第1章 全体構想にあるとおり，1 都市づくりの理念については，便利で暮らしやすく，骨格の強い，100年先も持続的に発展できるまち，ネットワーク型コンパクトシティの実現としており，また，2 都市づくりの目標については，都市づくりの理念である持続可能なネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた6つの都市づくりの目標を設定しております。また，3 将来都市構造は，都市の成り立ちや都市づくりの理念・目標を踏まえ，先ほど，将来都市構造図でご説明いたしました都市の骨格を構成する拠点と軸により将来都市構造を示しております。

続きまして，説明資料1の裏面にお戻りください。下段の2地域別構想については，全体構想を踏まえ，地域整備の将

来イメージや地域別の整備課題に応じた都市整備方針などを整理し、地域に即してより具体的に示すものでございます。地域特性や土地利用としてのまとめり等を踏まえ、第2次都市計画マスタープランの地域区分を踏襲した5区分、北西部・北東部・中央・東部・南部において、関連分野の計画・施策等と整合を図りながら、地域別構想の骨子案を取りまとめたものでございます。

資料一番後ろ、A3横カラークリップ留めの別紙2が、その地域別構想の骨子案として、地域ごとに、土地利用の方向性や具体の事業を整理したものでございます。今後、この骨子案をベースに、年内には全体構想と地域別構想を含めた計画全体の素案を取りまとめ、次回、御審議をいただきたいと考えております。

最後に、「3 今後の進め方」については、平成30年度末の策定・公表に向け、検討段階に応じて都市計画審議会の審議をいただくとともに、地区別説明会などを通して、NCC形成に向けた都市づくりの考え方などについて理解促進を図りながら、計画を取りまとめていく考えであります。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

大森会長

委員の皆様から、御質問や御意見はありますか。

森岡委員

何点かありますが、一つずつお願いできればと思いますが、説明いただいた部分ではなく、細かい考え方を聞かせてもらいたいと思います。

まず本文46ページの都市づくりの目標の「(3) 地域経済の好循環を創出する産業の発展を支える都市」について、宇都宮清原、瑞穂野、河内等の既存の工業団地内の製造業も含まれているはずなので、それら既存の工業地も重視した内容にして頂きたい。利便性を高めるといった表現がされると良いと思います。

2点目は、本文57ページの商業系土地利用の「1) 都心商業業務地」について、「八幡山公園と宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や～」との記載があるが、宇都宮の発祥の地である二荒山神社が抜けています。この並びの中で二荒山神社を記載していないのは、こういった意図でしょうか。

3点目は、本文72ページの市街地整備の方針の「1) 都市拠点の整備」の中で、課題として小さな駐車場について記載した方が良いのではないのでしょうか。今後、どうまとめていくのか、活用するのかについては、色々な手法、考え方があると思いますが、小さな駐車場をまとめるなど何らかの形で方針を示す、あるいは活用していく際には土地区画整理事業等の手法が必要になると思いますので、何か上手く記載できると良いと思います。

4点目は、同ページの「3) 土地区画整理事業等による安全で快適な市街地の形成」についての記載が現在事業を進めている内容だけとなっている。例えば狭小な敷地の多い地域や消防困難区域など、まだ解消されていない地区があると思いますので、土地区画整理事業に限らず、市民の安全、快適な住環境といったものに結びつくよう何らかの形で、新しい考え方が出てこないと片手落ちになってしまうと感じますが、いかがでしょうか。

大森会長

4点ございましたが、事務局いかがでしょうか。

都市計画課長

まず一点目については、産業振興に向けて、既存の産業集積を維持していく視点も重要だと思います。都市づくりの目標の中で、既存の産業団地等のあり方などを記載し、産業拠点の環境づくりといった意味合いの内容を記載したいと思います。

2点目、本文57ページにおいて、都市の快適性の観点から、公園に限定した書き方となっているが、二荒山神社も含めた形に修正します。

3点目、まちなかの空き家、空き地については、本文74ページの「(7)「都市のスポンジ化」への対応の方針」において記載しておりますので、「(5)市街地整備の方針」の方も含めて整合を図っていきます。

4点目、土地区画整理事業について、現在施行中のものしか記載されていないという点は、個人施行などの方法もありますので、その他の課題のある地区への対応も読み取れるような内容とします。

都市整備部長

土地区画整理事業につきましては本文74ページの「(7)「都市のスポンジ化」への対応の方針」にも様々な要素を盛り込んで記載しておりますのでそちらと合わせて整理したい

と思います。

また御質問にありました消防活動困難区域などについては、昨今の自然災害を踏まえ、本文P77の「1) 震災や火災に強いまちづくり」のところで、市街地整備事業の重要性を謳っておりますので、その部分と合わせて、分かりやすく整理したいと思います。

森岡委員

一般市民が読むことを考え、できる限り分かりやすい表現に努めてほしいと思います。

大森会長

2点ほどお伺いします。

都市づくりの理念について、「便利で暮らしやすく 骨格の強い 100年先も持続的に発展できるまち ネットワーク型コンパクトシティの実現」というのは、現行の都市計画マスタープランから変わっていますか。

都市計画課長

ネットワーク型コンパクトシティを目指すという基本的なコンセプトは変わっていませんが、文言を多少変えており、現行計画の基本理念は、「宇都宮らしいネットワーク型コンパクトシティの実現による暮らしやすさ・集いやすさが持続できる都市」となっております。

大森会長

もう一点は、「社会経済環境や時代潮流の変化等を踏まえ」とありましたが、私の専門分野である交通分野では、ここ数年で自動運転など、新たな交通の技術開発の面が急激に進化しています。国の方でも、ITやAIを有効活用したスマートシティのコンセプトも打ち出されております。そのような新しい技術を上手く活用して、都市計画を進めていくような考えが示されると良いと思います。最近、色々な都市に関する会議や研究者の方々の考え方を聞く限り、物理的な面でコンパクトシティを目指すのに加えて、自動運転技術が普及してきた時に、コンパクトシティの中でどのように自動運転技術を活用していくのかなどを考える必要のある時代になってきたのだと思います。

都市計画課長

本市の第6次総合計画では、非常に先導的な取り組みやまちづくりの他分野に大きな影響を及ぼす効果のあるものについて、「まちづくり好循環プロジェクト」として位置づけています。その中で、『ICTで暮らしもまちも元気』プロジェク

ト」という形で、行政として、新たな技術を活用したまちづくりの考え方を示しています。今回、都市計画マスタープランでは、それらの内容が反映できておりませんが、交通分野では、今年度に都市交通戦略の改定を予定しており、自動運転技術やカーシェア等をいかに公共交通に活用できるかが課題であると話に上がっています。そういった分野別計画とも整合を図りながら、都市計画マスタープランの内容にも反映したいと思います。例えば都市づくりの前提となる時代の潮流の変化などの部分に記載を検討したいと思います。

大森会長 よろしく申し上げます。

藤原委員 参考資料 1 - 1 では大谷地域についての記載がありますが、「観光施設の円滑な立地誘導」を図るとあり、円滑な立地誘導とは、緑地を残すことと観光を呼び込むことを上手く調整しながら観光施設の立地を行なうのだと思いますが、その内容については、本文中にどのように盛り込みますか。

都市計画課長 大谷地域では近年、観光客が増加しており、さらに観光拠点を盛り上げるため、観光施設を誘導していくエリアを定め、開発許可制度を新たに明確化することで、観光施設の立地を促進していく考えであります。既に開発の基準を緩和するエリアが定められ、運用がスタートしているところであり、エリア外の地域は、基本的に開発は抑制されます。

藤原委員 観光関連の施設を誘致するのは限られたエリアになることですが、都市計画マスタープラン内で、観光施設を誘導していくエリアは示さないのですか。

都市計画課長 「観光振興プラン」や「大谷地域振興方針」といった計画において、「観光施設立地誘導エリア」として示しております。それを担保するための都市計画制度の見直しも併せて行っております。今回具体的なエリアを明示していませんが、具体の計画において既に示しております。

藤原委員 整合性が取れているのであれば良いと思います。

小林委員 先週NHKの番組のブラタモリを見て、二荒山神社の正面

から江戸城がまっすぐに見えるという歴史から始まり、宇都宮城が平坦地にあるいわれなど非常に感銘を受けました。番組の最後には、大谷の採石場跡地の冷水を利用した夏おとめの品種が紹介されました。

本文60ページの「2)集落地」について、観光施設の立地誘導はもちろんとして、地域資源として、大谷採石場跡地の水など、宇都宮市が力を入れている資源を利用して人を呼び込む、地域を元気にするという視点を具体的に記載して頂きたい。そうすることで、新しい宇都宮市の視点がでてくるのではないかと思います。

森岡委員 宇都宮の農村地帯は、屋敷林が点在しているのが特徴ですが、その記載がどこにもありません。今後、多くの農家で跡取りの不在の問題が出てくると思うので、屋敷林の活用や保全について記載を検討して頂きたい。

都市計画課長 地域資源について、色々なものを読み込めるように記載したいと思います。

大森会長 今回頂いた意見も踏まえ、次回以降も引き続き、都市計画マスタープランの内容について議論を行う予定となっておりますのでよろしくお願いします。

4.その他

大森会長 続きまして、4番「その他」に移りますが、本日はその他の案件として、事務局より2件報告事項がございます。

(その他1) それではまず、宇都宮駅東口地区整備事業について、御説明お願いいたします。

片庭書記 その他1の資料を御覧ください。宇都宮駅東口地区整備事業の概要と、都市計画手続きの進め方について、御報告するものでございます。まず1 事業の概要でございますが、事業の目的につきましては、宇都宮駅東口地区の市有地を活用し、公共と民間の適切な役割分担の下、人・もの・情報などの広域的、かつ多様な交流と賑わいの創出や、地域経済の活性化、都市の魅力向上などに資する、多様で高次の都市機能の導入、県都の顔として、風格のある象徴的な都市空間を形成することにより、新たな都市拠点の形成を目指すものでご

ございます。事業の対象用地につきましては、資料中ほどの図にあります通り、中央街区、約2.3ヘクタールと、南街区約0.4ヘクタール。合わせまして、約2.7ヘクタールの商業地域でございます。(2) これまでの経緯につきましては、平成21年度、社会経済環境の激変などによりまして、最優先交渉者のグループ七七八から辞退届が提出され、改めて地区整備の実現に向けまして、宇都宮駅東口地区整備推進懇談会を設置し、平成23年度、提言をいただくなど検討を重ねてきたところでございます。また、平成25年度に、対話型市場調査といたしまして、事業へ参画意向のある民間事業者との意見交換を行うなど、地区整備の実現性などについて検証を行ってきたところでございます。そういった中で、平成29年度に、宇都宮駅東口地区整備方針を策定すると共に、事業者の募集を開始し、本年6月、優先交渉権者を決定すると共に、7月に基本協定の締結を行ったところでございます。続きまして、資料の裏面を御覧いただきたいと思います。(3)地区整備の基本方針等でございますが、アのコンセプトといたしましては、「うつのみやの未来を拓く新たな魅力の創造・交流と賑わいの拠点」を掲げ、まちづくりのテーマといたしまして、「交流と賑わいの創出」や、「県都の顔となる魅力ある都市空間の形成」など、4つのテーマを掲げてございます。また、その方針に基づく導入機能の基本的な考え方につきましては、本地区の開発の核となる交流と賑わいの創出に資する機能などの誘導を図っていくこととしてございます。続きまして、具体的な提案内容につきましては、別紙1、A4縦のカラーの資料を御覧いただきたいと思います。優先交渉権者につきましては、野村不動産株式会社を代表企業とするグループ「うつのみやシンフォニー」でございまして、「宇都宮を世界都市にするまちづくり」の事業コンセプトの下で、イメージ図の中央街区につきましては、コンベンション施設や、交流広場の他、商業、宿泊・業務施設や、高度な診療などを行う専門病院などの多様で高度な施設導入が提案されてございます。また、イメージ図右側の南街区につきましては、分譲マンションと自転車駐車場が提案されてございます。このような提案に対し、事業を具体化していく上では、都市計画の変更が必要になりますことから、各施設計画などの策定に合わせまして、都市計画の手続きを進めていく予定でございます。続きまして、想定される都市計画の手続き内容につきましては、1枚おめくりいただき、別紙2を御

覧いただきたいと思います。こちらの資料中ほど青の破線の中央地区におきまして、施設計画を踏まえ、容積率に係る都市計画変更を行うと共に、地区計画で定められた広場の配置につきましては、駅寄りに、位置の変更を行うものでございます。最後に、今後のスケジュールにつきましては、10月の事業契約の締結を踏まえ、12月に都市計画の素案の縦覧を行う予定でございます。また、平成31年2月に、都市計画の案の縦覧を行い、都市計画審議会におきまして、改めて御審議をいただいた上で、3月に都市計画の決定を行う予定でございます。そして、来年4月以降、各施設の設計、工事等を進めていく予定でございます。以上で、宇都宮駅東口地区整備事業の概要と都市計画手続きの進め方についての御説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

大森会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何か御意見御質問等ございましたらお願いします。

森岡委員 別紙1で構成員16社が、ゴシックで濃い表示と薄い表示に分かれているのですが、どういった意味があるのですか。

上田書記 ゴシックにつきましては、市内の企業になっております。

森岡委員 市外と市内で分けた意味はあるのですか。

都市整備部長 別紙1の上段にありますように、構成員、「うつのみやシンフォニー」というのは、複数企業で構成するJV的な提案になっておりまして、その中に、本市の事業者も参画していることを記載しています。

上田書記 交流広場等の建設にあたりまして、地元業者の参画を募集要項の中で義務付けている部分があり、市内業者が参画するという点で評価をさせていただいております。

森岡委員 分かりました。次に交流広場の場所が変わるようなイメージと思いますが、地区計画の変更についても、事前の段階で、具体的に分かるものがあれば、出してもらったほうが、分かりやすいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大森会長 御意見ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

都市計画課長　　今回、こういった取組を情報提供させていただいたのも、まさにその通りで、いきなり議案として出していくのではなく、今出せる情報を説明させていただきました。また、都市計画審議会も、年度内に、開催する予定がありますので、そのタイミングに合わせて、御報告できるものがあれば、随時説明させていただきます。

武井委員　　今回の地区整備計画と、今、宇都宮市で進めているLRT計画との整合性は、どこまですり合わせされているのですか。

大森会長　　御質問ありがとうございます。事務局でいかがでしょうか。

都市計画課長　　現在の停留場のレイアウトは、別紙1にLRTが写っており、交流広場と書いてある所が停留場になってございます。今回の提案をいただく際の条件として、この場所に、停留場を設けることを前提に、提案をいただいております。一方で、LRTの西側延伸に向けた、JR宇都宮駅横断箇所の検討も別途進めており、軌道については、駅の横断は一階と三階の間を通しますが、基本、交流広場部分は地上となっており、この場所的には変わりませんので、LRTの計画を踏まえた提案をいただいたものであります。

武井委員　　分かりました。

大森会長　　はい。他に何かございますでしょうか。駅東口は、長年、大分寂しい感じでしたが、この図を見ますと、交流と賑わいの創出も資する空間になりそうな気がして、大変楽しみでございます。ありがとうございました。

(その他2)

大森会長　　それでは、続いて、(仮称)大谷スマートICについて説明をお願いいたします。

上田書記　　その他2の資料を御覧ください。(仮称)大谷スマートIC整備に係る都市計画手続きについてでございます。主旨といたしましては、前回の都市計画審議会において御報告させていただきました、(仮称)大谷スマートIC整備に係る都市計画につきまして、素案の縦覧及び公聴会等の都市計画手続き

の状況を御報告させていただくものでございます。まずおさらいといたしまして、一緒に添付しております別紙を御覧ください。(仮称)大谷スマートICを都市計画に定めるにあたり、別紙、図面の上段の赤で表示しておりますスマートIC本線上下りにつきまして、栃木県の決定、そして、本線と一体的に定めます青で表示しました側道5路線を宇都宮市が決定するというところでございます。関連しまして、下段の位置図にございますように、赤で表示しております大通りの延伸区間、そして青で表示しております中丸野沢線の変更も一体で、手続きを進めているところでございます。それでは、資料にお戻りください。こちらの都市計画手続きにつきましては、1、素案の縦覧、公聴会の開催結果といたしまして、素案の縦覧については、8月17日から31日までの2週間行い、縦覧者の数は県、市ともに8名でございました。そして、意見申出書の提出が県宛に27件、宇都宮市宛が28件ございまして、その意見申出の中で、公聴会における公述希望有りという方が、県、市共に10名いらっしゃいましたことから、(2)公聴会を、県と合同で9月13日に開催したところでございます。公聴会にあたりましては、3名が公述を辞退され、7名の方に公述をいただくことで、開催したところでございます。意見申出書や公聴会における主な意見については、2になります。主な意見といたしましては、スマートICの計画及び設置位置に関する御意見、また、スマートIC周辺の交通安全に関する意見、周辺道路の整備に関する意見、住宅街に整備されるということで、住環境に関する意見を主な意見としていただいたところでございます。3、今後の予定といたしましては、公聴会等の意見を考慮しながら、今後は都市計画の案を作成し、今年12月に予定しております案の縦覧を行い、来年1月、都市計画審議会に御審議いただいた上で、3月に都市計画の決定の告示を予定しているところでございます。都市計画の手続きの状況についての御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

大森会長 はい。御説明ありがとうございました。委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

森岡委員 2の公聴会等の主な意見は、反対だとか、具体的でないのだめだとかではなくて、こうしてもらえれば利便性が高くな

る，というような意見だったのでしょうか。そこのところをもう少し説明してくれると有り難いです。

上田書記　意見といたしましては，例えば住環境に関する意見については，こうしてほしいという御意見ではなく，騒音，振動，日照などについて，住環境への影響を懸念する御意見をいただきました。また，交通安全に関する意見につきましても，スマートＩＣによって，住宅街に車両が流入するのではないかということで，交通安全，生活する上での安全への影響を懸念する意見をいただきました。

大森会長　森岡委員，よろしいでしょうか。

森岡委員　はい。

大森会長　他に何かございますでしょうか。

蟹江委員　前回，道路に囲まれた部分の住宅地が大丈夫なのかというような話が出たかと思いますが，その部分については，何かございましたでしょうか。２番の道路（下り線）に囲まれている部分，赤い線で囲まれている部分です。

大森会長　御質問ありがとうございます。いかがですか。

上田書記　前回もご指摘いただきましたこの下り線の囲まれているエリアの所につきましては，前回も少し御案内いたしました，説明を十分にした中で，今回素案の縦覧をさせていただいているということで，このエリアの中から，特に反対というか，そういったような御意見はいただいてはおりません。まだ手続きの途中段階ではございますので，引き続き十分に説明しながら，対応していきたいと考えてございます。

大森会長　他にございますでしょうか。それでは，色々御意見いただきましたので，御意見を尊重して今後進めていただければと思います。それでは，他に何か事務局からございますでしょうか。

神山書記　この後予定しております，大手地区市街地再開発事業の現地視察について説明をさせていただきます。

視察して頂くのは委員の皆様のみになります。あと都市計画課長以下事務局職員数名が同行します。

まず、この建物北側、庁舎正面玄関前のロータリー、きぶなのバス停北側に停車中の公用車 3 台にお乗りいただきます。

パルコ南の相生駐車場の前までお連れしますので、一旦降りて頂き、歩いて現場に向かいます。現場ではヘルメットをお渡ししますので、それを着用してください。

視察が終わりましたら、再び相生駐車場のところまで戻って頂き、公用車で本庁に戻ります。到着しましたら、その場で解散とさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

大森会長 委員の皆様方から何かございますか。

各委員 特にございません。

5. 閉会

大森会長 それでは、以上をもちまして「第75回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。御審議ありがとうございました。